

○かほく市若者海外留学応援奨励金交付要綱

平成30年3月19日

告示第15号

改正 令和2年3月23日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、世界に視野を広げ、国際社会を舞台に活躍を目指す本市に在住する若者を応援することを目的として交付するかほく市若者海外留学応援奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(留学先学校の要件)

第2条 留学する海外の高等学校、大学その他これに準ずる学校（以下「留学先学校」という。）は、海外の国又は地域（以下この条において「外国」という。）に所在する教育施設であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 当該外国の学校教育制度において位置付けられる教育施設
- (2) 専門的な知識、技術又は技能の修得を目的とする教育施設
- (3) その他市長が認める教育施設

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に引き続き1年以上記録され、かつ、現に市内に居住している者。ただし、在籍学校等への修学に伴い市外に転出した者については、当該転出した時点において、住民基本台帳に引き続き1年以上記録され、かつ、市内に居住していた者
- (2) 留学開始日の属する年度の4月1日において、年齢が25歳以下の者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次に掲げる学校に在籍する者又はそれらの学校を卒業した者
  - ア 中学校（在籍する者については、第3学年に属する者に限る。）
  - イ 義務教育学校（後期課程に在籍する者については、第9学年に属する者に限る。）
  - ウ 高等学校
  - エ 中等教育学校（前期課程に在籍する者については、第3学年に属する者に限る。）
  - オ 特別支援学校（中学部に在籍する者については、第3学年に属する者に限る。幼稚園及び小学部は、除く。）
  - カ 大学（短期大学及び大学院の課程を含む。）

キ 高等専門学校（専攻科を含む。）

ク 専修学校

(4) 留学先学校が発行する入学許可書若しくは受入れを認められたことを証明する書類を有する者又は取得できる見込みがある者

(5) 留学先学校におおむね1年以上留学する者

(6) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催する留学プログラムに応募し、留学等へ出発することが決定し、又は内定した者若しくは個人で留学先学校へ留学することが決定し、又は内定した者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、交付対象者1人当たり5万円とする。

2 奨励金を受け取る回数は、1人当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市若者海外留学応援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、留学開始日の属する月の3箇月前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第3号に規定する学校が発行する在学証明書又は卒業証明書

(2) 住民票（謄本）の写し（申請日から3箇月以内に交付されたもの）

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(4) 留学先学校が発行する入学許可書又は受入れを認められたことを証明する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、かほく市若者海外留学応援奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、当該決定した額を申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による交付決定に際し、条件を付すことができる。

(奨励金の請求)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「奨励金交付者」という。）は、前条の規定による通知があった日から、30日以内にかほく市若者海外留学応援奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出し、奨励金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、奨励金交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、かつ、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定の事後において、虚偽の申請その他不正の行為があると認められたとき。
- (2) 交付決定の事後において、留学を中止したとき。
- (3) 留学先学校において、学業を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 第6条第2項の規定により、交付決定に付した条件に反したとき。

2 前項の規定による交付決定の取消し及び返還の命令は、かほく市若者海外留学応援奨励金取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（現況調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、奨励金交付者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（留学後の報告の義務）

第10条 奨励金交付者は、海外留学を修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に、かほく市若者海外留学修了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（代理人）

第11条 交付対象者が未成年である場合は、この告示に定める手続について、保護者が代理することができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（申請期限の特例）

2 平成30年度におけるこの告示による奨励金の申請期限については、第5条の規定にかかわらず、当該年度の1月末日までとする。

附 則（令和2年3月23日告示第34号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。